

経営者の退職金制度を 知っていますか？

「小規模企業共済」ってのは
経営者が事業をやめたり、
役員を退いたときなどに備える

退職金制度
なんだって！

将来もらえる共済金は
一括で受け取ると

退職所得扱い

になって税制上の
Wメリット！

毎月3万円の
掛金(年間36万円)で例えば
課税対象所得400万円の方ならば

108,000円の節税！

にもなるのよ！

キリトリ線

本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

山形県中小企業団体中央会

〒990-8580

山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階

TEL **023-647-0360**(代) FAX **023-647-0362**

URL <http://www.chuokai-yamagata.or.jp>

本制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しております。

TEL 03-3433-7171 (共済相談室) FAX 03-5470-1542

小規模企業共済の資料を請求します。(FAXまたはハガキで！)

住 所・〒 TEL _____

お名前(カタカナでご記入下さい。)

機 関